

「北立誠小学校いじめ防止基本方針」

本校のいじめ防止等のための取り組みに係る達成目標

- ・児童との信頼関係を築いたり、年間3回（各学期に1回）の「心のアンケート」を実施したりするなど、実態把握に努めます。
- ・事案発生時には、児童の心情や状況に配慮をしながら、学年担任団やいじめ防止対策委員会をはじめ、組織的に速やかに対応します。

1 いじめに対する基本認識

すべての教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」という認識を持ち、未然防止と解消に当たる。

- (1) いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底し、「いじめを許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

児童等は、いじめを行ってはならない。
【いじめ防止対策推進法第4条（いじめの禁止）】

- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめ問題の理解

- (1) いじめの定義（【いじめ防止対策推進法第2条】）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ⑤ 金品をたかられる。

- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ⑧ パソコンや携帯電話・携帯通信ゲームで、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

- (3) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはできない。いじめは、「周りではやしたてる子ども」や「見て見ぬふりをする子ども」など周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。実際には手出しはしないが、見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめる子どもに加担することにもなる。また、周囲の子ども態度いかんで、いじめの抑止力になり得るため、いじめに対する正しい認識を持たせることを大切にする。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) いじめ防止対策委員会の設置

- (2) 学級経営の充実

(ア) 子ども一人一人の良さが発揮され、差別心をもたず、互いを認め合う学級をつくる。

(イ) 正しい言葉遣いができ、規律と活気のある学級集団をつくる。

- (3) 道徳教育の充実

(ア) 自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成を図る。

(イ) いじめは、絶対にしてはならないという意識と、それを許さない意識を育てる。

- (4) 学校行事の工夫

子どもが主体的に取り組む活動を通じて、達成感や自己有用感が得られるような企

画を行う。

- (5) スクールカウンセラーの活用
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の整備
- (7) 情報モラル教育の充実、外部機関との連携によるネットいじめ啓発
- (8) 発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 教職員と子どもとの日常の交流を通して発見する。
 - ① 休み時間や放課後等の子ども同士の言動に目を配る。
 - ② 言動や服装等に普段と異なる様子が見られる子どもに声を掛ける。
- (2) 複数の教職員によって発見する。
 - ① 多くの教職員が様々な教育活動を通して子どもたちと関わることにより、発見の機会を多くする。また、教職員間の情報交換を密に行う。
 - ② トイレや特別教室付近などを確認したりして、児童の言動に目を配る。
 - ③ 教職員がいない場所ほどいじめが起きやすいという認識のもと、休み時間、放課後の校内巡回を積極的に行う。
- (3) アンケート調査の実施と分析を行う。
 - ① いじめの早期発見のため、「心のアンケート」の実施を学期に1回、年間3回行う。
 - ② アンケートの分析、子どもからの聞き取りには担任の教員を中心に複数で当たる。
- (4) 教育相談等を行い、子どもの実態把握に努める。
 - ① 生活ノートや日記指導、個人面談を行い、子どもの実態把握を行う。
 - ② 教育相談、及び家庭訪問等によって得られた情報は、学校内で共有化を図り、対応する。
- (5) 学校の教職員におけるいじめの情報共有に努める。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）において情報共有を図る。
- (6) 保護者・地域との情報を共有する。

日頃から、いじめ問題に対する学校の

考え方や取組を保護者・地域に発信し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を呼びかける。

5 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめ情報の把握と事実確認を行う。

いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実確認の把握を正確かつ迅速に行う。

 - ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めなど必要な措置を講じる。
- (2) 学校全体で組織的に対応する。
 - ① 学級担任が一人で抱え込むことのないう、組織的に対応する。（いじめ防止対策委員会）
 - ② 対応方針と役割分担を明確にする。
- (3) 事実の究明と支援及び指導
 - ① いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
 - ② いじめを受けている子どもへの対応と支援を行う。
 - ・ 学級担任を中心に、子供が話しやすい教職員が対応する。
 - ・ 安心して学習できる環境を整える。（別室での授業等）
 - ・ 養護教諭やスクールカウンセラー等が協力して、心のケアに努める。
 - ③ いじめを行った子どもへの対応と指導を行う。
 - ④ 周囲にいた「はやし立てた子ども」「見て見ぬふりをしていた子ども」への対応と指導を行う。
- (4) 保護者と連携する。
 - ① 速やかに家庭訪問を実施する。（可能な限り事情を聞いた当日に行う。）

- ② いじめを受けている子どもの保護者と連携し、保護者が納得する解消法を説明する。
- ③ いじめを行った子どもの保護者と連携し、よりよい成長を願う姿勢を示す。
- (5) 教育委員会への報告と関係機関(警察、児童相談所、医療機関)との連携を行う。
 - ① いじめの事実確認後、速やかに教育委員会に報告し指導助言を受ける。
 - ② 専門機関との連携を図る場合は、いじめ防止対策委員会を設置し対応する。
- (6) いじめが解消した後も、子どもの精神的なケアを行い、保護者と継続的に連絡を行う。
 - (1)いじめに係る行為が止んでいること
 - と(2)及びいじめを受けた子ども及びその保護者が心身の苦痛を感じていないという2つの要件を満たす「解消」
 - まで、徹底的に守り通し、その安全と安心を確保する。
- (7) 再びいじめが発生しないよう、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた子ども、及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察していくようにする。

6 保護者の役割

- (1) 保護者は、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを教える。
- (2) 保護者は、学校が講ずるいじめ防止の措置に協力する。
- (3) 保護者は、子どもの様子及び行動の変化に配意し、いじめを察知したときは、速やかに、学校に連絡、相談する。
- (4) 保護者は、他の家庭の子どもについて、いじめを察知したときは、速やかに、学校に連絡する。
- (5) 保護者は、いじめが発覚した場合には、学校と相互に連携して、解決に当たる。
- (6) 保護者は、子どもがいじめを受けた場合は、適切に子どもをいじめから保護する。

7 特に配慮が必要な子どもについての対応

- (1) 学校として特に配慮が必要な子どもについて、日常的に当該子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行う。

令和2年4月1日 一部改訂